

新	旧	備考
<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p><u>令和2年4月28日 一部改正</u></p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	<p>貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00070 沿革 (略)</p> <p>株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p>	
I (略)	I (略)	
II 保険料率 [1] ~ [7] (略)	II 保険料率 [1] ~ [7] (略)	
<p>II 保険料率</p> <p><u>[8] 前払輸入保険約款に係る保険料率</u></p> <p><u>1 GS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格又はP格の者を前払輸入契約の相手方（前払金を支払う相手方。当該相手方と前払金の返還義務を負う者が異なる場合は、前払金の返還義務を負う者とする。以下 [8] において同じ。）とする場合の保険料率は以下のとおりとする。</u></p> <p>非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042+0.034×X) × 国別倍率 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180+0.148×X</p> <p><u>2 上記1の規定にかかわらず、政府要請に基づく前払輸入契約であつて、EM格又はEF格の者を前払輸入契約の相手方とする場合の信用事由に係る保険料率は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180+0.570×X</u></p> <p><u>3 上記1及び2に規定するX及び国別倍率</u></p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	<p>II 保険料率</p> <p><u>[8] 前払輸入保険約款に係る保険料率</u></p> <p><u>前払輸入保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00008。以下 [8] において「約款」という。）に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。</u></p> <p>非常事由に係る場合の保険料率(%) = (0.042+0.034×X) × 国別倍率 信用事由に係る場合の保険料率(%) = 0.180+0.148×X</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	
[9] ~ [10] (略)	[9] ~ [10] (略)	

新	旧	備考
Ⅲ (略) 附 則 <u>この改正は、令和2年5月8日から実施する。</u>	Ⅲ (略)	
別表第1～別表第6 (略)	別表第1～別表第6 (略)	